



共済NEWS

vol.11

■秋田県火災共済協同組合 ■秋田県商工共済協同組合

発行／共済ニュース編集室
〒010-0923 秋田市旭北錦町1-47
県商工会館内
TEL.018-864-3320
FAX.018-864-3335
発行日／2012年(H24) 10月22日



理事長あいさつ



秋田県火災共済協同組合
秋田県商工共済協同組合
理事長

日ごろから、組合員の皆様には組合運営に格別のご協力・ご支援を賜わり厚く御礼申し上げます。

秋田県内の経済状況につきましては、需要面をみると公共投資や住宅投資は依然として低調に推移し、生産面では緩やかに持ち直してきていると報じられておりますが、県内製造業の拠点再編や事業規模縮小等の動きがもたらす影響を考えると先行き不安定な材料も多く、当組合の主たる契約者である中小企業者は大変厳しい環境におかれております。

平成23年度の組合の業況についてご報告申し上げます。

平成23年度は、「23年豪雪」に係る共済金の支払業務に始まり、「24年豪雪」に係る損害事故の受付・査定・共済金の支払など、損害査定業務に一極集中した対応に追われ事業年度を終了した感はありますが、被害を受けられた多くの契約者の災害復旧に、組合が微力ながらもお力添えが出来たことに対し、共済に携わる1人として、大きな意義を感じるものであります。

また、4月4日に本県を襲った爆弾低気圧による風災の被害につきましても、1,000件越える受付に対し、全職員総出体制をとり迅速な支払いがほぼ完了しておりますことをご報告申し上げます。

平成23年度の決算概要を総括いたしますと、火災共済にあっては、豪雪の損害対応に追われ、契約促進活動に影響が出たことから、共済掛金が対前年比減という結果となり、加えて支払共済金が日火連に支払いをしている連合会掛金を大きく上回り、日火連からの利用分量配当金を頂けなかったことにより、当期剰余金は約2千8百万円を計上し終了することとなりました。

この剰余金については、組合積立金に約200万円、更に、『利用分量配当金』として例年並に共済掛金の5%の約2千2百万円を当てる剰余金処分案を上程致しておりますが、数年続いている自然災害に伴い、多大な共済金をお支払い致していることから、3%を従来通り共済掛金充当とし、2%を自己資本の充実を目的とした出資充当配当金に振り向けて頂く案を総代会で承認いただいております。

商工共済につきましては、元受共済であるハンドル共済、大型傷害共済の契約減少はあったものの、自動車共済で契約台数の増加や、元受共済での大きな共済金の支払いが無かったことにより、当期末処分剰余金では昨年と比べ増益となる約1千4百万円を計上し、組合体質強化のために、内部留保金として、全額を組合積立金とする剰余金処分案を総代会で承認いただいております。

最後になりますが、火災共済・商工共済ともに、組合を取り巻く環境は今後ますます厳しい状況になるとと思いますが、中小企業者の共済として、より一層地域密着をはかり、役職員一丸となってこの難局を乗り切って参りたいと存じておりますので、今後の組合運営に種々のご指導、ご協力をお願い申し上げます。一言あいさつに代えさせていただきます。

配当金還元のお知らせ

総代会の決議により、組合の「共済利用量による配当金の分配に関する規定」に基づいて、平成23年度にお払い込み頂いた共済掛金（長期契約の場合は、長期共済掛金÷契約年数）に対して5%（掛金充当3%・出資金充当2%）の配当金を還元いたします。

■配当金の還元方法

組合員の方

(A) 1年契約の方

1. 3%（掛金充当）については、次回の契約更改（継続）時に共済掛金と相殺させていただきます。
2. 上記の掛金充当計算で出た端数（10円未満）及び2%（出資金充当）については出資金に増資させていただきます。
3. また、すでに送付済みの「配当金のお知らせ」は出資金の残高証明を兼ねておりますので、大切に保管おき下さい。

(B) 長期契約の方

1. 3%（掛金充当）については、ご指定いただいた方法で還元いたします。ご指定方法については、すでに送付済みの「配当金のお知らせ」をご覧ください。
2. 上記の掛金充当計算で出た端数（10円未満）及び2%（出資金充当）については出資金に増資させていただきます。
3. また、すでに送付済みの「配当金のお知らせ」は出資金の残高証明を兼ねておりますので、大切に保管おき下さい。

非組合員の方

(A) 1年契約の方

1. 3%（掛金充当）については、次回の契約更改（継続）時に共済掛金と相殺させていただきます。
2. 2%（出資金充当）については、ご指定いただいた方法で還元いたします。ご指定方法については、すでに送付済みの「配当金のお知らせ」をご覧ください。

(B) 長期契約の方

1. 5%（掛金充当3%・出資金充当2%）については、ご指定いただいた方法で還元いたします。ご指定方法については、すでに送付済みの「配当金のお知らせ」をご覧ください。

平成23年度業容

■火災共済・商工共済業績総括一覧

県商工共済（協）は県火災共済（協）の表裏一体団体として県火災共済（協）が取扱できない商品を取扱いをいたしております。また、組合法の絡みから、両組合は自立した組合として経理処理を行っておりますが、両共済の役員構成及び総代構成は同様になっておりますので、ここでは便宜的に羅列掲載いたしております。

(単位:千円)

区分	分類	火災共済(協)	商工共済(協)	合 計
組 合 員 数(人)		27,866	11,797	39,663
代 理 所 数		96	94	190
資 産 合 計(千円)		1,456,263	415,071	1,871,334
	うち流動資産	1,171,079	403,396	1,574,475
負 債 合 計(千円)		482,502	122,416	604,918
	うち責任準備金	375,160	48,048	423,208
正 味 資 産(千円)		973,761	292,655	1,266,416
	うち出 資 金	394,864	11,007	405,871
収入共済掛金(千円)		409,751	156,468	566,219
	内 共 済 掛 金 (A)	409,751	51,896	461,647
	誤 受託業務手数料	—	104,572	104,572
支 払 共 済 金(千円)		550,655	6,561	557,216
事 業 費(千円)		171,296	120,613	291,909
	内 人 件 費	75,794	45,100	120,894
	物 件 費	35,397	12,266	47,663
	代理所手数料	60,105	59,774	119,879
	支 払 手 数 料	—	3,473	3,473
再 共 済 料(千円)		—	24,808	24,808
再 共 済 金(千円)		—	3,808	3,808
連合会共済掛金(千円)		228,543	—	228,543
連合会共済金(千円)		550,655	—	550,655
税引後当期剰余金(千円)		28,221	14,341	42,562

■代理所組織別実績一覧

組 織 別 代理所名	火 災 共 済											商 工 共 済						
	代理 所数	共済掛金	構成 比率	新 契 約				保 有 契 約				代理 所数	ハンドル共済		大型傷害共済		自動車共済 (受託業務)	
				件数	構成 比率	契 約 額	構成 比率	件数	構成 比率	契 約 額	構成 比率		保有	構成 比率	保有	構成 比率	保有	構成 比率
商 工 会	21	203,510,910 ^円	49.7 [%]	9,733 ^件	57.0 [%]	119,930,027 ^円	44.5 [%]	10,429 ^件	51 [%]	136,772,808 ^円	37.0 [%]	21	1,398 ^件	55.1 [%]	1,109 ^件	78.5 [%]	4,289 ^件	42.1 [%]
商工会議所	6	58,032,080	14.2	2,406	14.1	34,013,318	12.6	2,613	12.8	39,167,295	10.6	6	86	3.4	21	1.6	547	5.4
金融機関	6	46,951,580	11.5	1,641	9.6	28,273,476	10.5	2,871	14	53,064,379	14.4	6	650	25.7	154	10.9	398	3.9
協同組合	19	19,392,980	4.7	751	4.4	16,302,427	6.0	854	4.2	18,590,618	5.0	18	146	5.8	30	2.1	691	6.8
その他機関	44	46,887,310	11.4	1,116	6.5	46,871,619	17.4	1,819	8.9	85,699,818	23.2	43	158	6.2	51	3.6	2,869	28.1
事 務 局	－	34,976,350	8.5	1,426	8.4	24,113,197	9.0	1,881	9.1	36,348,094	9.8	－	95	3.8	48	3.3	1,402	13.7
計	96	409,751,210	100	17,073	100	269,504,064	100	20,467	100	369,643,012	100	94	2,533	100	1,413	100	10,196	100

■火災共済事故別支払件数及び支払共済金

(単位:円)

種類	火 災	爆発・破裂	落 雷	風・雹・雪災	物体の落下 飛来・衝突	水ぬれ	騒じょう・ 労働争議	盗 難	水 災	計
件 数	24	0	56	634	9	10	0	0	4	737
共済金	85,312,380	0	16,007,054	442,092,152	1,106,843	2,339,343	0	0	3,797,500	550,655,272

■自動車共済事故別支払件数及び支払共済金

(単位:円)

種類	対人賠償	自損事故	対物賠償	搭 乗 者	人身傷害	車 輻	臨時費用	計
件 数	84	4	536	72	38	422	4	1,160
共済金	1,944,416	16,370,000	96,839,533	13,625,000	722,397	64,372,723	60,000	193,934,069



組合の平成23年度業績報告

■火災共済の部

組合運営の概要

組合員には①平成22年度の共済掛金に対して総代会の承認後「利用分量配当金」を実施いたしました。②平成23年10月1日から共済掛金の見直しを行いました。

代理所には①代理所区分検討委員会の答申を受け、優良代理所の手数料の改正を行いました。②新任事務担当者会議等を積極的に行い代理所職員の資質向上研修を行いました。

組合では①豪雪対策本部を設置して被災者に対して迅速な支払いを行いました。②代理所諸兄のご協力のもと、「積極的な増強運動」を展開いたしました。③組合職員による相互検査を実施いたしました。④職員研修・職員会議を積極的に行いモラルの向上に努めました。

事業実績の総括

代理所や総代諸氏のご協力をいただき、共済契約件数17,073件（保有件数：20,467件）・共済契約額269,504,064千円（保有契約額：369,643,012千円）・共済掛金409,751,210円で終了いたしました。

最終的に当期剰余金（税引後）として28,220,900円の計上となりました。

剰余金の処分について

前期繰越剰余金1,058,836円及び法施行・料率改正対応積立金取崩1,325,428円を加えた30,605,164円が未処分剰余金となりましたので、利益準備金に6,200,000円・利用分量配当金に22,178,672円・組合40周年記念事業積立金に1,000,000円・総合共済化対応積立金に1,000,000円を計上して次期繰越金を226,492円とした剰余金処分案が総代会で承認されました。

■商工共済の部

組合運営の概要

組合員には①共済金支払の迅速化を進め組合員に利便を供しました。②「大型傷害共済」・「ハンドル共済」を積極的に紹介しました。

代理所には①代理所区分検討委員会の答申を受け、優良代理所の手数料の改正を行いました。②新任事務担当者会議等を積極的に行い代理所職員の資質向上研修を行いました。組合では①代理所諸兄のご協力のもと、「積極的な増強運動」を展開いたしました。③組合職員による相互検査を実施いたしました。④職員研修・職員会議を積極的に行いモラルの向上に努めました。

事業実績の総括

代理所や総代諸氏のご尽力をいただき、特に自動車共済は「東北自動車共済協同組合」の中でも有数の保有台数を持つまでになってきました。

結果として元受共済の掛金は51,896,402円・受託事業の手数料収入は104,572,193円で終了いたしました。

最終的に当期剰余金（税引後）として14,341,467円の計上となりました。

剰余金の処分案について

繰越剰余金884,787円を加えた15,226,254円が未処分利益となりましたので、特別積立金に13,000,000円・40周年記念事業積立金に500,000円・総合共済化対応積立金に1,000,000円を計上し次期繰越金を726,254円とした剰余金処分案が総代会で承認されました

平成24年度事業計画について

(火災共済)

1. 事業方針

組合は「豪雪に係る事故」や「強風等に係る事故」に対して共済金の支払いを更に迅速に進め、組合員の「相互扶助」としての組合の体質を更に強化してまいります。また、中小企業者の唯一の共済団体として、又、「地域密着型組合」として精進を重ねてまいります。

また、本年度は、総合共済化の審議が国会でなされることとなっており、事務管理が効率的に行えるよう準備を進めて参ります。（組合総代会資料から抜粋）

2. 普及促進目標

新契約件数 18,000件 新契約額 2,900億円

(商工共済)

1. 事業方針

火災共済と同様の事業方針で参ります。

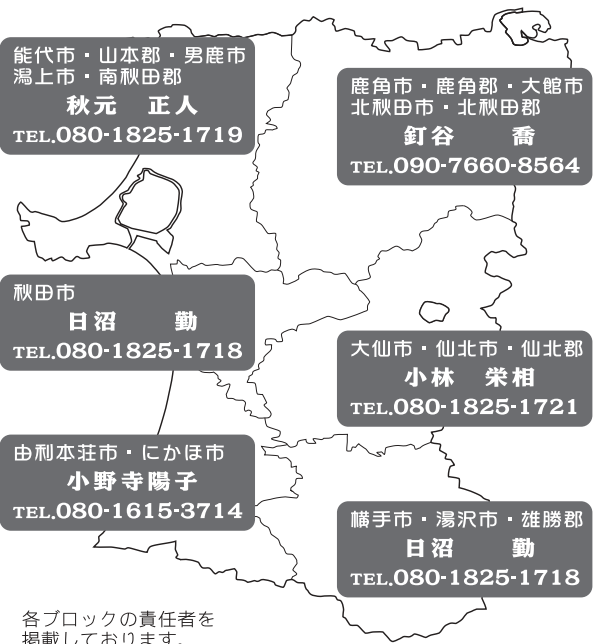
特に、元受共済である「大型共済」・「ハンドル共済」の増加を目標として「3年計画」の2年目として更に、元受共済の安定増加に務め組合の体質強化をはかります。（組合総代会資料から抜粋）

2. 普及促進目標

①ハンドル共済 3,100台
②大型傷害共済 1,750口
③自動車共済 11,500台

組合の地区別担当者一覧

組合は、契約者へのアフターや事故対応のためにブロック毎に職員を貼り付けております。契約に係る相談や事故の際は代理所や職員にご連絡を下さい。

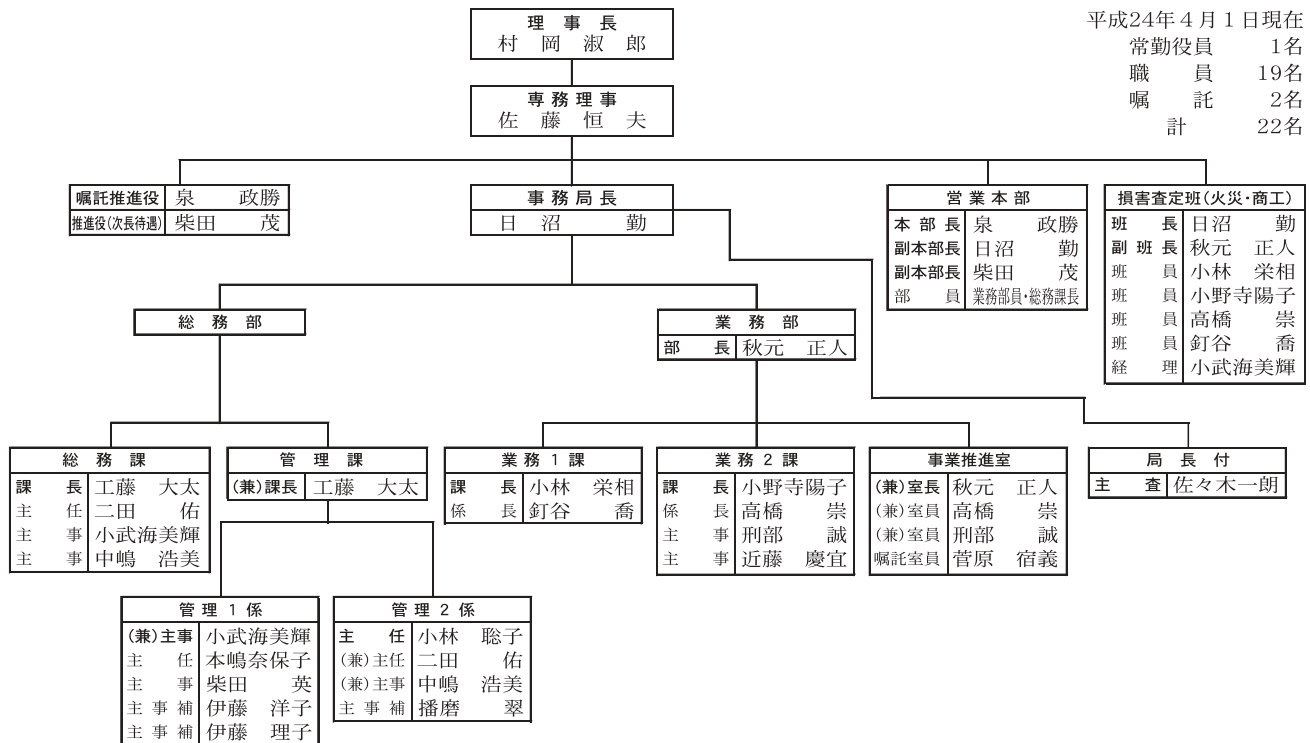


組合の代理所

組合の代理所(取扱所)は、県内に97代理所があります。詳細については組合のホームページ等で確認下さい。

秋田県火災(商工)共済協同組合組織機構図

平成24年4月1日現在
 常勤役員 1名
 職員 19名
 嘱託 2名
 計 22名



- 1 万一の自動車事故の場合、共済金は契約者であるあなたにお支払いします。
- 2 お支払は迅速です。必要な費用・・・香典供花料、葬儀費用、相手側への誠意を示すお見舞金などの出費にお役立ていただけます。
- 3 運転者の年齢、性別に関係なく車種ごとに共済掛金は同じです。
- 4 事業者の場合は、共済掛金は全て損金処理ができます。
- 5 共済金は、一度雑収入計上し、支出は企業の経費として支払うことが出来ます。

補償内容(300万円コースの場合)

		基 本 補 償	
主 契 約		負傷者が契約者側の場合	負傷者が相手側の場合
	死亡共済金(※)	300万円	死亡臨時費用共済金 30万円 270万円を限度として契約者が負担した実費
	後遺障害共済金(※) (後遺障害級別表による)	12～300万円	算定された額を限度として契約者が負担した実費
	入通院共済金	一人あたり 入院日額 4,500円 通院日額 2,250円 (日額最高 18,000円 365日限度)	3日以上の入通院で一事故につき 入通院臨時費用共済金 3万円
			左記の合計入通院日額から3万円を除いた金額を限度として、契約者が負担した実費
特 約 補 償			
	車 両 事 故 共済金特約	1 共済期間内に1回 30,000円 (自車の損害額が30,000円以上の場合)	
	対物担保特約	1 共済期間内に1回 30,000円 (相手車の損害額が20,000円以上の場合)	

※事故の日から180日以内に死亡・後遺障害が生じたとき
 ◎ご照会は、組合事務局又は、最寄の代理所までお願いします。

事務局からのお知らせ

1. 中小企業等協同組合法が国会で審議されることとなりました。新組合法が施行されますと、全国の組合が一斉に組織の変更作業に入ります。組合員や契約者に対しましては混乱を招かないような移管を目指して参りますのでご協力をお願いいたします。
2. 組合のホームページには職員が作成した企業情報や所感を毎週のように追加しています。企業や代理所の要請があれば担当者が訪問して、組合のホームページ上で企業紹介させていただきます。何とぞ、企業のPRとしてご利用下さい。

3. 「平成23年豪雪」の処理が完了したと思ったら、「平成24年豪雪」そして「爆弾低気圧」とここ数年、組合の共済金の支払いが増加しておりますが、秋田県唯一の中小企業者の「相互扶助」の精神に基いた共済組合として契約者と共に歩く組合として1日でも早く共済金を支払い、共に繁栄して参りたいと考えています。組合員様方のご協力をお願いします。

お問い合わせ
秋田県火災共済協同組合・秋田県商工共済協同組合
 秋田市旭北錦町1-47 TEL (018) 864-3320 FAX (018) 864-3335
 または、地元の商工会・商工会議所・金融機関(代理所)・主要協同組合へお申し出下さい。